

高齢者福祉の案内

この「高齢者福祉の案内」は、健康福祉課が中心に取り扱っている各種福祉事業の概略を紹介したものです。詳しくは窓口でお尋ねください。

★在宅福祉サービス

1. 訪問生活支援事業

健康福祉課

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するほか緊急時に訪問介護員を派遣します。

- ① 対象者 町内に住所を有する概ね65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等で、日常生活上の援助を必要とするが介助等ができる親族がない方
- ② 内容 週2時間を限度とする
 - 生活援助 食事・食材の確保、寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入、家屋内の整理・整頓、多少な目の不自由な方に対する代筆等のサービス、急性期の医療が必要なため入院中の者の院内における衣服の洗濯。ただし、他の制度等（病院等において衣類のレンタル又は洗濯等を含む）によりサービス提供を受けられない場合に限る。
 - 身体介助 老人保健施設等に入所中の者で通院等が必要な者の通院介助等
- 1 回当たりの利用料 「要介護」と認められたものが利用する訪問介護サービス相当額の1/10相当額を負担額とする。ただし生活保護世帯に属するものは上記負担額の1/2の相当額とする。

2. 寝具乾燥(洗濯)サービス事業

健康福祉課

在宅のねたきり・虚弱の高齢者に対し寝具の乾燥（洗濯）サービスを提供します。

- ① 対象者 概ね65歳以上のねたきりあるいは、身体が虚弱であるため寝具の乾燥等が困難な方で町民税非課税世帯に属する方
- ② 内容 年2回、委託業者が回収し寝具（掛布団・敷布団）を乾燥（洗濯）しあ届けします。
- ③ 利用料 無料

3. 訪問理美容サービス

健康福祉課

ねたきりあるいは傷病等の理由により、理容院や美容院に出向くことが困難である方に対して、居宅に訪問して理美容のサービスを行うものです。

- ① 対象者 町内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
- ② 利用料負担 理髪・美容代金

4. 日常生活用具の助成(介護保険対象外分)

健康福祉課

- ① 対象者 (1)町内に居住する、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方で、用具を必要とする方
(2)住民税の非課税世帯に属する方で負担の能力のある親族等に扶養されていない方。
- ② 内容 火災報知器・電磁調理器(各器具1台を助成限度額の範囲で助成します)

5. 緊急通報装置設置事業

健 康 福 祉 課

ひとり暮らしの高齢者等の方に緊急通報装置を貸与することにより急病や災害等の緊急時の連絡に迅速かつ適切な対応を図るためのものです。

- ・ 対象者 概ね65歳以上のひとり暮らし等の方

6. 高齢者外出支援事業

健 康 福 祉 課

高齢者の方に対してタクシー利用券を交付することで、公共機関や病院等への交通手段としてタクシーを利用することにより、外出を促し日常生活の利便の向上を図ります。

- ① 対象者 75歳以上の方

65歳以上の高齢者のみで構成する住民税所得割非課税世帯の方
(ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。)

- ② 内容 タクシー乗車料金の利用券を交付
利用範囲は原則町内

7. 介護用品の貸出

社 会 福 祉 協 議 会

在宅で車いす等を一時的に必要とする場合に貸し出しいたします。

- ① 対象者 町内在住の方で一時的に介護のため車いす等を必要とされる方。(ただし、介護保険給付対象者を除く。)
- ② 内容 車いす等は、社会福祉協議会に電話で連絡の上取りに来てください。
- ③ 利用料 無料
- ④ 貸出期間 概ね3か月間 数に限りがありますので下記にお問い合わせください。
- ⑤ 問い合わせ 下市町社会福祉協議会 TEL52-6125

8. ヘルスバス(障害者専用温泉)

下 市 温 泉 秋 津 荘

身体が不自由で通常の入浴が困難な方に、ゆったり温泉を利用していただくため、スロープがあり車いすのまま浴槽に入ることができる障害者専用のお風呂です。

- ① 対象者 身体上の不自由のため通常の入浴が困難な方で、介護者が同伴できる方
- ② 利用時間 AM11:00～PM3:00 要予約 1組1時間程度
- ③ 運営日 日曜日、祝日及び定休日を除く平日
- ④ 費用負担 町内の身体障害者手帳を所持している方

【本 人】 60歳未満 300円 60歳～69歳 200円
70歳以上 100円

【介護者】 無料

障害者手帳をお持ちでない方及び町外の方は通常料金となります。

- ⑤ 定休日 毎週月曜日(祝日の場合は営業。翌火曜日が休日)、年末年始
⑥ 問い合わせ 下市温泉 ごんたの湯 TEL52-2619

9. 生活管理指導短期宿泊

健 康 福祉 課

高齢者施設等に一時的に宿泊し、生活習慣などの指導を行うとともに体調の調整を図ることを目的としています。

- ① 対象者 概ね65歳以上の要援護高齢者又はひとり暮らしの高齢者で日常生活上の援助を必要とする者
- ② 利用料金 サービス費用のめやす（1日につき）380円+食事代

10. 下市町要援護者登録事業

健 康 福祉 課

緊急時等に地域の援護を必要とする方が氏名、住所等の情報を町に登録し、(町が当該情報をあらかじめ地域の消防署(消防団分団を含む。)警察署駐在所、民生委員及び自治会に提供し緊急連絡先等を登録した方に救急医療情報キットを配布することにより、緊急時等に備えた地域の協力体制づくりを推進することを目的としています。

- ・ 対象者 下市町に居住し、緊急時等発生時に何らかの支援が必要と思われる者(入院又は入所している者を除く。)

この案内についてのお問い合わせ

下市町役場 健康福祉課

TEL 0747-68-9064 (直) 52-0001 (代)

Email:kaigo@town.shimoichi.nara.jp

HP :<http://www.town.shimoichi.nara.jp/>

作成:2025年8月